

Change! こうなる!

# 中核市

中核市になることでどのように変わるのでしょうか。いくつかの具体例(イメージ)をご紹介します。

## サービスのスピードアップ

これまで市を経由していた県の仕事が生かされ、一括して手続きできるようになるので、お待たせする期間が短くなります。

例えば・・・

- 身体障害者手帳の交付
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付



# 中核市・川口

—平成30年4月1日の移行を目指して—

市では、いまよりも、さらに地域の実情に合ったきめ細かな行政サービスを、市民の皆さんに提供するため、平成30年4月1日を目標期日として、中核市への移行の準備を進めています。

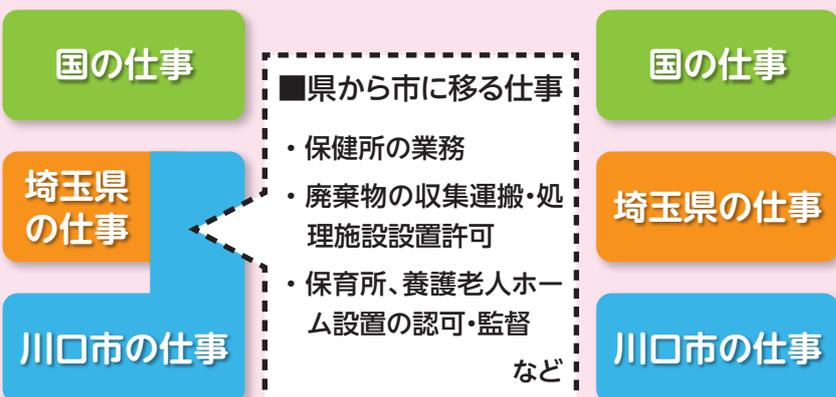
「中核市」は、地方自治法に定められた大都市制度の一つです。中核市になると、これまで法律などに基づき県が行っていた仕事の一部を、市が行えるようになります。

本市が受ける仕事(事務)の項目数は約1千900が見込まれます。そのために必要な仕事の経費は、国の地方交付税という仕組みによって、確保されます。また、専門的な人材の確保と育成は県と協議しながら進めていきます。



## 中核市になると

## 現在



### 中核市移行の目的

川口市自治基本条例のもと市民とともにまちづくりを進める

### 中核市移行がもたらす効果

自らのまちの事を自ら決められる領域の拡大による自治の活性化

### 中核市移行の目標期日

平成30年4月1日

市ホームページ「中核市移行基本方針書」から抜粋

中核市

検索

## 「川口の元気づくり」のために

川口市長 奥ノ本信夫



「川口の元気づくり」は「自ら行政に参加し、自分たちが決め、自分たちがまちの未来を創っていく」という、市民の皆さんの自治の思いが原動力です。そのためには、私たちのまちのことを私たちが自ら決められる幅を、今よりもっと広げる必要があります。

そこで私は、中核市への移行を目指すことにしました。

中核市になると、福祉、保健、環境など、市民に身近な分野の多くの仕事も、県から市に移ります。

そして何よりも、市民に一番身近な市の視点で、きめ細かなサービスを提供することができるよう、市民の皆さんの利便性や安全・安心が、これまでに以上に高まります。

平成30年4月1日の中核市移行を目標に、しっかりと準備を進めながら、中核市のことを、これからも、皆さんにわかりやすくお伝えしていきます。

「川口の元気づくり」を、いっしょに進めていきましょう。

## 保健所の設置

埼玉県川口保健所が行っている精神保健、感染症予防、医事および薬事、食品衛生、環境衛生等に関する業務を引き継いだ川口市の保健所を設置します。

また、食中毒などのような健康被害の予防、拡大防止に迅速に対応できるように、検査業務を中核市移行時から行います。

さらに、保健所と密接に関わる保健センターの仕事を、一体的に提供できる体制を整えていきます。



## 行政の透明性の向上

中核市への移行とともに、包括外部監査制度が義務化されます。

弁護士や公認会計士など外部の監査人が、市の財務の執行などを監査し、行政の効率性、組織・運営の合理性や、適法性、適正性を詳しく調べるので、行政の透明性がより一層高まります。



## サービスの効率化

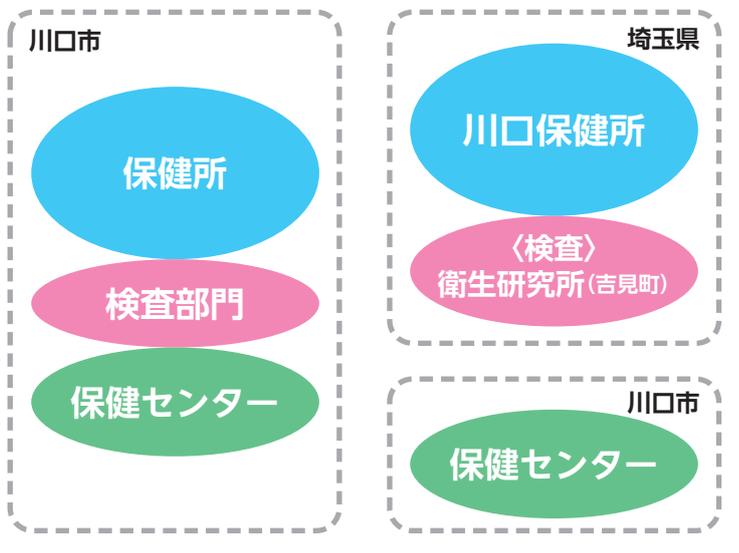
これまで市と県に分かれていた同じ分野の指導、監督や許可などの仕事が市に一元化されるので、よりきめ細かで効率的に対応できるようになります。

例えば・・・

- 市が行っている社会福祉法人監査と新たに移譲される社会福祉施設監査の一元的な実施
- 産業廃棄物と一般廃棄物の一元的な対応



### 中核市移行後 ← 現在



中核市についての情報を、来月からシリーズで連載します。

### テレビ広報番組ふれあい川口 中核市特集 「教えて！中核市」



川口市マスコットきゅぼらんが、「中核市」のことを、わかりやすくレポートしています。

日 1月1日(祝)～7日(水)

●J:COM川口・戸田

放送時間 12:15～12:45  
(3日(土)、4日(日)は8:30～9:00)

●J:COM埼玉東

放送時間 20:00～20:30

●市ホームページ 1/1～

年度	主な項目	
平成26	■埼玉県知事への中核市移行に係る協力要請(11月11日)	移行準備作業
平成27	■埼玉県との協議	
平成28	■市議会での「中核市指定申出」議案の議決	移行手続き
平成29	■県・県議会での手続き	
	■国での手続き・政令公布 ■市議会での条例の議決	
平成30	■中核市移行(4月1日)	

### How? どう進む?

## 中核市

中核市は、国が政令で定めます。そのために、まず市議会でも中核市移行を国に申し出ることを議決します。その後、県および県議会での手続きを経て、市が国に申し出ることとなります。

また、新しい仕事を行うために必要な条例は、市民の皆さんへのパブリックコメント(意見募集)を経て、市議会でも議決します。

問い合わせ…政策審議室 ☎048-259-7674 FAX048-254-1367 市ホームページ「中核市への移行」もご覧ください。